

遺贈によるご寄付のお手続き



1

本会への事前相談

北名古屋市社会福祉協議会への遺贈の意思が決定したら、まずは本会にご相談ください。

2

遺言執行者の決定

ご自身が亡くなった後に遺言の内容を実際に執行する「遺言執行者」を決めます。確実な手続きのために、弁護士や司法書士などの専門家を指定することが一般的です。

3

遺言書の作成

形式の不備により遺言が無効になるなどのトラブルを避けるため、専門家に相談したうえで「公正証書遺言」を作成することをお勧めします。

遺言書には遺贈先として正式名称「**社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会**」をご指定ください。

ご寄付いただく金額は、ご家族に保障された最低限の取り分である「**遺留分**」に十分配慮してご指定ください。

4

本会へのご連絡と使い道の確認

遺言書の作成後（保管期間中）に、遺贈先を「社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会」に指定した旨を本会へお知らせください。

あわせて、ご寄付がどのように活用されるのか、使い道についての確認をすることができます。

遺贈によるご寄付のお手続き（続き）



5

ご逝去を知らせる「通知人」の指名 **重要**

ご逝去された際、遺言執行者に連絡が届かないと遺言の執行（寄付の手続き）が開始されません。

あらかじめ信頼できる方を「通知人」として指名しておき、万が一の際の連絡について、打ち合わせをしておくことをお勧めします。

6

遺言執行者による寄付の実行

ご逝去の連絡を受けた遺言執行者が、遺言書に基づいた正式な手続きを行い、本会へ寄付を実行します。

7

領収証の発行と感謝状の贈呈

ご寄付の証明として領収証を発行し、感謝状を贈呈いたします。

ご意向により感謝状は辞退することも可能です。

8

ご寄付の発表

本会の広報誌にて、遺贈によるご寄付があった旨を発表いたします。

ご意向により記載なし（匿名）とすることも可能です。

お問い合わせ・ご相談窓口

社会福祉法人 北名古屋社会福祉協議会

住 所 北名古屋市熊之庄大畔48番地
総合福祉センターもえの丘内

電話番号 0568-25-8500

FAX番号 0568-26-2731

E-mail fukushi@kitanagoya-shakyo.jp

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
※ 土、日、休日は、受付できません。

お問い合わせフォーム

